

第2回滋賀県公益認定等委員会議事録

1 日 時 平成20年10月2日(木)14:00～16:25

2 場 所 県庁本館4-A会議室

3 出席者 委員：北村委員長、飯野委員、筒井委員、中委員、盛武委員
事務局：総務課長、総務課職員4名

4 議 事

(1) 公益認定等に関する運用について

(2) その他

5 審議経過

(1) 公益認定等に関する運用について

ア 内閣府公益認定等委員会における認定または認可の基準について(資料1)関係
[概要]

事務局から「内閣府公益認定等委員会における認定または認可の基準について(資料1)」について説明した。

[質疑等]

(委員)

「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」はいつぐらいまでにできるのか。

(事務局)

9月初旬から国においてパブコメが始められており、この10月中旬頃には決定されると聞いている。

(委員)

ガイドラインに追加されるポイントはどのようなものか。

(事務局)

ガイドラインはこのように定められているが、個々の具体的な案件が進むことにより、追加される必要性が明らかになるような事項であり、例えば、「法人からの申請内容が具体性を欠く場合ため、個別に説明を求めてもなお、内容が不明確であるため、結果として不認定となることありうる。」といったことが検討されている。

イ 公益認定等ガイドラインの概要(資料2)関係

[概要]

事務局から「公益認定等ガイドラインの概要(資料2)」について説明した。

[質疑等]

(ア) 第5条第1号関係

(委員)

性別、年齢、身体的特徴等により活動が制限されている場合もあるが、「広く活動するもの」の概念は、県内か、あるいは日本全体のどちらを意味するのか。

(事務局)

事業の対象が他府県にわたるものであれば、国の認定になる。県の認定は、県内で活動を有するものが対象になる。

また、具体的な活動の範囲は、明確になっていないが、どこまでが合理的なものか、個別の事例に基づき判断していくことになる。

(委員)

例えば、特定の市域等のコミュニティを対象とすることは、「不特定多数」に該当することになると思う。

(事務局)

国の話を聞いていても、「該当する」ことを前提にしている。

(委員)

ガイドラインでは、特定の会員に対する共益的な事業を行っている場合であっても、結果として不特定多数の者の公益に寄与する場合は、公益事業に該当するとしている。専門的職能団体が、会員に対しサービスを行っても、サービスを受けた会員の資質が向上することにより、一般の人に対するサービスが良くなれば、社会全体の公益の増進に寄与していると想定される場合があるとも理解できる。こうした場合には、間接的に公益性があると理解できるかもしれないが、この判断は、難しい。

(事務局)

具体的に事例を検討しなければ、「直接貢献」と「間接貢献」の線引きは難しい。国も同じようなことを言っている。

(委員)

文言にした以上は、想定した対象はあったのだろう。

(事務局)

内閣府では、具体的な法人をピックアップして、ガイドラインの作成の際に参考にしたようだ。

(委員)

以前、内閣府からヒアリングを受けたとき、暴力団が作った法人をいかに排除するかが難しいと言っていた。

(事務局)

法律の欠格条項によることになる。

(委員)

このガイドラインによって、公益認定は厳しく運用されるのか、それとも、なるべく柔軟に対応して公益法人を広く認めようとする趣旨のものなのか。

(委員)

法の趣旨は、従来の主務官庁制により行政が独占的に公益認定していたものを、民間人で構成される合議制の機関の意見により公益認定を行うことであるが、無原則に公益認定を与えるのではなく、公益認定の基準としてガイドラインは作られたものである。

(委員)

公益法人の名を借りて収益事業を行っている比率が圧倒的に多い法人が、税制上の優遇措置を受けている。こういった法人のせいで、民間の参入が阻害されており、今回の改革では、そういったことを適正化することが目的の一つにあると考えている。

(委員)

今回の改革の背景は、公益法人への天下り問題やKSD事件のような不祥事をうけて、公益法人としての透明性と責任を明確にする面と、NPO法にもあるように民間が公益を担うことを目的とする2つの側面がある。

(委員)

NPO法人で、認定特定非営利活動法人を作ったとき、結果的に厳しい基準になってしまってほとんどが受けられなくなっている。リスクマネジメントの方が強くなってしまっているが、公益の増進の観点とのせめぎ合いは難しい。

(委員)

内閣府の説明では、なるべく広く公益性を認めていくとのことだったが、ガイドラインを見ているとなかなか厳しい内容だ。また、都道府県各地で設立されている職能団体の法人等は、全国横並びで判断する必要があると思う。

(委員)

認定を受けられなかった法人に対しては、我々がキチンと説明できなければダメだ。

(イ) 第5条第6号関係

(委員)

「収支相償の判定により著しく収入が超過し」の範囲はどのように考えればよいのか。

(委員)

超過した額が、将来の公益目的事業等に必要な額か否かで判断する必要があると思う。

(ウ) 第5条第8号関係

(委員)

公益目的事業比率の費用額に、無償の役務の提供等に係る費用額の算入が規定されているが、ここに記載されている「市場価値を有するもの」とはどのようなものか。ボランティアにより運営されている法人はどのように考えればよいのか。

(委員)

知的資産も「市場価値を有するもの」として算入するのか。

(事務局)

無償役務も一定の額に換算しなければならないので、こういった考え方が入ってい

る。客観的に価値がわかる指標等があればよいと思う。

(委員)

具体的には、ケースの積み上げが必要になってくると思う。

(委員)

ボランティアによって運営されている場合であっても、市場価値を有するものとして算入しないと50%を達成するのは難しいと思う。

(委員)

特定費用準備金について、例えば40周年記念事業を行った団体が、10年先の50周年記念事業の実施に向けて準備をする場合も認められないのか。

(事務局)

国の説明では、3年から5年までが適当であるとされている。ただ、具体的なケースが出てこないとわからないこともある。

(I) 第5条第10号関係

(委員)

定款上、理事の定数が「10名以上30名以内」とされているときの、3分の1の考え方はどうなるのか。

(事務局)

あくまでも、理事の現在数を母数にして算定することになる。

(委員)

評議員が置かれていて、理事と兼ねることはできるのか。

(事務局)

そこについては、法律に規定されている。

(委員)

評議員には3分の1の制限がないため、逃げ道ができるのではないか。

(事務局)

確かに評議員に対する制限はないが、現在検討中の定款変更の留意事項において何らかの考え方が示されるかもしれない。

(オ) その他

(委員)

公益制が認められないと判断したときは、公益認定等委員会が不服申立ての当事者になるのか。

(事務局)

あくまでも、処分庁は知事であり、不服申立ては知事に対して行われることになる。

ウ 公益目的支出計画の概要について(資料3)関係

[概要]

事務局から「公益目的支出計画の概要について(資料3)」について説明した。

[質疑等]

(委員)

公益目的支出計画の実施事業のうち「公益のための寄附」が認められているが、一般社団・財団法人への寄附は認められているのか。

(事務局)

一般社団・財団法人への寄附は認められていない。

(委員)

資産の評価に当たり、美術品について時価評価が認められているが、これは法人が評価をするのか。

(事務局)

一義的には、法人の判断を尊重することになる。ただし、明らかに合理性を欠く判断であれば、こちらから指摘することになる。

エ 公益認定等に関する運用について

[概要]

事務局から「公益認定等に関する運用について（資料４）」について説明

[審議結果]

「公益認定等に関する運用について（資料４）」は原案どおりで確認を得た。

(2) その他

[概要]

ア 北村委員長から、内閣府公益認定委員会で確認されている「審議の基本方針（平成19年4月13日）」(<http://www.cao.go.jp/picc/seisaku/hourei/pdf/housin.pdf>) が紹介され、滋賀県公益認定等委員会においても当該「審議の基本方針」の趣旨に則って、これからの審議を進めていくことで全委員が了解した。

イ 次回審議会は、11月5日午前9時30分から開催し、公開されることが確認された。